



目 次

制度資金一覧表（運転資金）	1
制度資金一覧表（設備資金）	2
中野市・長野県中小企業融資制度のご案内	3
融資フロー 中野市中小企業制度資金、長野県中小企業制度資金、 日本政策金融公庫 国民生活事業マル経融資	5
セーフティネット保証について	6
中野市 経営安定対策資金、長野県 経営健全化支援資金の利用にあたって	7
日本政策金融公庫 国民生活事業の利用にあたって	8
創業者が利用できる資金	9
中野市・長野県融資申込に必要な書類	10
個人情報の提供に関する同意書（制度資金事前相談用）	18

制度資金一覧表

信州中野商工会議所受付の中野市、長野県制度資金及び日本政策金融公庫 国民生活事業の融資

運転資金

下記の融資期間は最長期間です。

資金名	融資限度額	利率	融資期間	保証人・担保(原則)	保証料(原則)		
中野市 小企業特別小口資金 一般資金 (小規模事業者に限る)	1,250万円	1.9%	5年以内 据置6ヵ月以内	保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:不要	<ul style="list-style-type: none"> ・市で4/5負担 ・企業は1/5(0.44%)以内 ・セーフティネット保証利用の場合、自己負担なし 		
中野市 小企業特別小口資金 災害緊急対策資金 (小規模事業者に限る)	1,250万円	1.6%					
中野市 中小企業振興資金 一般資金	1,250万円	2.1%	6年以内 据置6ヵ月以内	保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:必要に応じて徴する			
中野市 中小企業振興資金 災害緊急対策資金	1,250万円	1.6%					
中野市 原油・原材料高対策資金	500万円	1.9%	7年以内 据置12ヵ月以内			保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:必要に応じて徴する	
中野市 経営安定対策資金 一般資金 借換(運転資金のみ)に要する資金含む	2,000万円 設備資金と合計で 2,000万円以内						
中野市 経営安定対策資金 特別運転資金 借換(運転資金のみ)に要する資金含む	2,000万円	1.6%					・市で全額負担

長野県 経営健全化支援資金 経営安定対策 借換に要する資金含む	合計で 8,000万円	1.9%	7年以内 〔借換10年以内〕 据置12ヵ月以内 〔借換 据置24ヵ月以内〕	保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:必要に応じて徴する	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県で4/5負担 ・企業は1/5(0.44%)以内 ・セーフティネット保証利用の場合、自己負担なし 	
長野県 経営健全化支援資金 特別経営安定対策 借換に要する資金含む		1.6%				
長野県 経営健全化支援資金 新型コロナウイルス対策	8,000万円(※1) 1億2,000万円(※2)	0.8%	7年以内 据置24ヵ月以内			
長野県 信州創生推進資金 創業支援向け 創業後5年未満の方も貸付対象	2,000万円	1.1%	7年以内 据置12ヵ月以内			・創業関連保証利用の場合、自己負担なし
長野県 小規模企業発展資金	2,000万円 設備資金と合計で 2,000万円以内	1.9%	7年以内〔借換7年〕 据置6ヵ月以内 〔借換 据置12ヵ月以内〕			保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:原則として徴しない

日本政策金融公庫 小規模事業者経営改善資金 (通称:マル経融資)	2,000万円	1.09% (R5.6.1より)	7年以内 据置12ヵ月以内	不要	
日本政策金融公庫 一般貸付資金	4,800万円	融資制度 の使い道 等による	5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 据置12ヵ月以内	保証人、担保 相談の上決定	不要
日本政策金融公庫 新規開業資金	4,800万円 設備資金と合計で 7,200万円以内	相談による	7年以内 据置24ヵ月以内		
日本政策金融公庫 新創業融資制度 (他の融資制度と併用して利用)	3,000万円 うち設備資金 1,500万円	相談による	各融資制度に定める 返済期間以内	不要	

(※1) 長野県 経営健全化支援資金の利用にあたっての新型コロナウイルス対策①、②に該当する場合

(※2) 長野県 経営健全化支援資金の利用にあたっての新型コロナウイルス対策③に該当する場合

設備資金

下記の融資期間は最長期間です。

資金名	融資限度額	利率	融資期間	保証人・担保(原則)	保証料(原則)
中野市 小企業特別小口資金 一般資金 (小規模事業者に限る)	1,250万円	1.9%	5年以内 据置6ヵ月以内	保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:不要	<ul style="list-style-type: none"> ・市で4/5負担 ・企業は1/5(0.44%)以内 ・セーフティネット保証利用の場合、自己負担なし
中野市 小企業特別小口資金 災害緊急対策資金 (小規模事業者に限る)	1,250万円	1.6%			
中野市 中小企業振興資金 一般資金	1,500万円	2.1%	7年以内 建物10年以内、 車両5年以内 据置12ヵ月以内	保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:必要に応じて徴する	
中野市 中小企業振興資金 災害緊急対策資金	1,250万円	1.6%	6年以内 据置6ヵ月以内		
中野市 経営安定対策資金 一般資金	2,000万円 運転資金と合計で 2,000万円以内	1.9%	9年以内 据置12ヵ月以内		

長野県 経営健全化支援資金 経営安定対策	合計で 6,000万円	1.9%	10年以内 据置12ヵ月以内	保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:必要に応じて徴する	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県で4/5負担 ・企業は1/5(0.44%)以内 ・セーフティネット保証利用の場合、自己負担なし 	
長野県 経営健全化支援資金 特別経営安定対策		1.6%				
長野県 経営健全化支援資金 新型コロナウイルス対策	6,000万円(※1) 9,000万円(※2)	0.8%	10年以内 据置24ヵ月以内			
長野県 信州創生推進資金 創業支援向け 創業後5年未満の方も貸付対象	3,500万円	1.1%	10年以内 据置12ヵ月以内			・創業関連保証利用の場合、自己負担なし
長野県 小規模企業発展資金	2,000万円 運転資金と合計で 2,000万円以内	1.9%				保証人:原則不要 ※法人は代表者が保証人 担保:原則として徴しない

日本政策金融公庫 小規模事業者経営改善資金 (通称:マル経融資)	2,000万円	1.09% (R5.6.1より)	10年以内 据置24ヵ月以内	不要	不要
日本政策金融公庫 一般貸付資金	4,800万円	融資制度 の使い道 等による		保証人、担保 相談の上決定	
日本政策金融公庫 新規開業資金	7,200万円 運転資金と合計で 7,200万円以内	相談による	20年以内 据置24ヵ月以内		
日本政策金融公庫 新創業融資制度 (他の融資制度と併用して利用)	3,000万円 うち運転資金 1,500万円	相談による	各融資制度に定める ご返済期間以内	不要	

(※1) 長野県 経営健全化支援資金の利用にあたっての新型コロナウイルス対策①、②に該当する場合

(※2) 長野県 経営健全化支援資金の利用にあたっての新型コロナウイルス対策③に該当する場合

※利率は令和5年4月現在のものです。

※中野市・長野県の借換は保証料補給金が交付されている資金に限り可能です。

※長野県中小企業融資制度のその他の内容については、県のしおりをご覧ください。

※日本政策金融公庫のその他の内容については、日本政策金融公庫へお問合せください。

中野市・長野県中小企業融資制度のご案内

中小企業融資制度は、中小企業の皆様が事業経営に必要とする資金を円滑に調達していただくために、長野県(中野市制度資金については中野市)が金融機関へ資金を預託し、金融機関及び信用保証協会と協調して、実施する長期・固定・低利の融資制度です。

融資にあたっては、原則として長野県信用保証協会の保証付き融資となりますが、この際必要となる保証料については、長野県：中小企業振興資金を除き市及び県の補助があります。

主な中小企業・小規模企業の範囲

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
その他産業	3億円以下	300人以下	20人以下

※サービス業のうち宿泊業と娯楽業を主たる事業としている者は、従業員20人以下の場合小規模企業者。

※資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。

ご利用前にご確認下さい

- ① 信用保証協会の保証付き融資を基本としています。
- ② 金融機関、信用保証協会の審査により融資のご希望に添えない場合があります。
- ③ 制度資金をご利用になる場合は信州中野商工会議所が中野市との委託業務契約に基づき、原則として現地調査を実施します。
- ④ 制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります。(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。また、貸付から1年を経過していない貸付金の繰上償還は原則としてできません。(短期資金を除く))
- ⑤ 設備資金の貸付期間は当該設備の法定耐用年数及び資金計画を勘案して決定されます。(但し、法定耐用年数が貸付期間の上限を超える場合は、各資金が定める貸付期間以内となります。)

次の場合は設備資金の対象となりません

- ① 貸借対照表の固定資産に計上されないもの。(自動車、不動産については留意が必要です。)
- ② 不動産の取得のうち、先行投資的なもの又は過剰取得的なもの。
- ③ 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの。(市制度資金については、既に設置取得がなされているもの。)

中野市に申込みができる制度資金

区分		運転資金	設備資金	
			市内設置	市外設置
法人	主たる事業所が市内	○	○	×
	主たる事業所が市外	×	○	×
個人	事業所又は事務所が市内	○	○	×

※法人については原則として、商業登記簿謄本上の所在地での申込。登記簿上の所在地が実際に営業している場所と異なる場合は、変更登記後の申込みとなります。

※設備資金の申込みは設備設置場所の市町村又は商工会議所、商工会でお申込みください。

ご利用できる方

- ① 中小企業信用保険法に該当する中小企業者及び特定非営利活動法人(NPO)等(一部業種を除く)。
- ② 原則として県内(市制度資金については市内)に事務所・事業所等があり、県内(市内)で1年以上継続して事業を営んでいる必要があります。(新規開業予定者を対象としている資金もあります。)

※詳しくは信州中野商工会議所又は市商工観光課へお問合せ下さい。

ご利用できない方

- ① 農林漁業、性風俗関連特殊営業、学校法人、公益法人、医療法人、社会福祉法人(県制度資金については、医業を主たる事業とする場合を除く)等。
- ② 信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方。
- ③ 手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている方。
- ④ 許可等が必要な業種でこれを受けていない方。
- ⑤ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方。
- ⑥ 制度融資を不正に利用したことがある方。
- ⑦ 経営継続の見込みがない方。
- ⑧ 税滞納のある方。
- ⑨ 営業と家計が分離していない方。 等

※詳細については、ご相談ください。

連帯保証人・担保の取り扱い

連帯保証人:原則として、法人代表者を除き不要ですが、次の方を連帯保証人とする場合があります。

- ① 実質的な経営権を持っている者、申込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者。
- ② 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者。
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等。

※信用保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要です。

担保:原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとなります。

制度資金が利用できる中野市内の金融機関

	八十二銀行 中野支店	長野銀行 中野支店	長野信用金庫 中野支店	長野県信用組合 中野・中野西支店	中野市農協 ながの農協
中野市 制度資金	○	○	○	○	×
長野県 制度資金	○	○	○	○	○

※長野県制度資金は県下にある金融機関でご利用できます。

(利用できない金融機関も一部ございます。お問合せ下さい。)

信用保証料補給割合について

- ① 中野市融資制度については中野市が信用保証料を補給します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。
- ② 長野県融資制度の内、小規模企業発展資金、経営健全化支援資金、信州創生推進資金を利用する場合、中野市と長野県が信用保証料を補給します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。
- ③ 長野県融資制度：中小企業振興資金については、信用保証料の補給はありません。

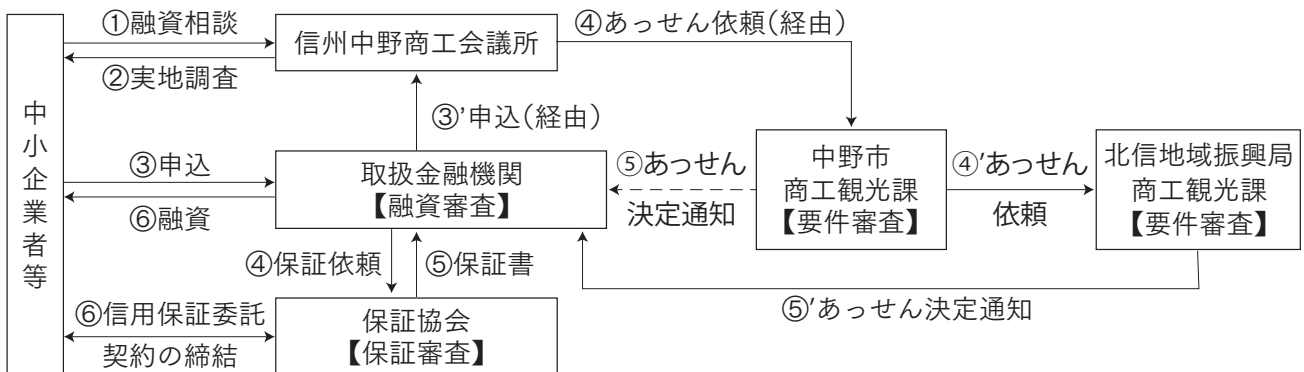
県制度資金に係る保証を利用した場合【小規模企業発展資金、経営健全化支援資金(新型コロナ向け伴走支援型除く)、信州創生推進資金(海外展開向け除く)】

信用保証料率	割引	市補給割合	県補給割合	中小企業支払分保証料割合
(責任共有制度対象) 0.45%~1.90%	有担保等 △0.10%	2/5	2/5	1/5
(責任共有制度対象外) 0.50%~2.20%				

(セーフティネット保証等については、市・県の全額補給により中小企業者負担がない場合があります)

中野市中小企業制度資金、長野県中小企業制度資金(中小企業振興資金、信州創生推進資金(海外展開向け)、経営健全化支援資金(新型コロナ向け伴走支援型)除く)融資フロー

※全てのメニューについて、申込は金融機関です。事前に金融機関・長野県信用保証協会にご相談されますと融資実行がスムーズになります。



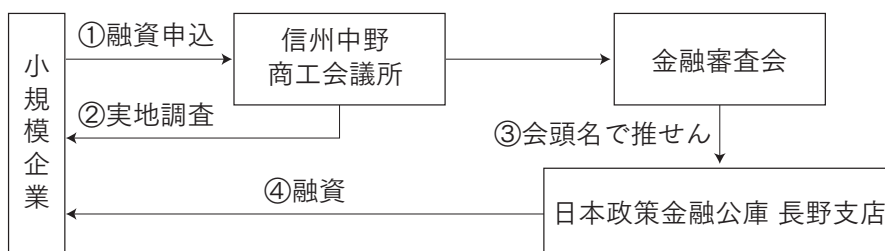
⑤'あっせん決定通知 - - - - -> は市制度資金申込の場合、⑤'あっせん決定通知 - - - - -> は県制度資金申込の場合

※書類不備を揃える時間及び申込内容に疑義があり、調査を行う時間は除きます。

※信州創生推進資金(創業支援向け)や経営改善サポート資金等、計画の精査に時間を要する資金は、**10営業日以上要することがあります。**

※申込が集中する時期(特に6・9・12・3月)は10営業日以上要することがあります。取扱日数については、申込先の地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。

日本政策金融公庫 国民生活事業 マル経融資フロー



セーフティネット保証について



※セーフティネット保証の認定は市商工観光課で受けてください。

※要件・必要書類等は右のQRコードもしくは

(<https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2023032800071/>)よりご確認ください。

セーフティネット保証とは下記のような事由により事業活動に支障を生じていることについて市長村長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

認定基準を経済産業大臣が示し、認定作業・認定書の発行を市町村が行います。

対象となる中小企業の方は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の商工観光課等に認定申請書を提出し、認定を受けてください。

金融関連保証(中小企業信用保険法第2条第5項)の対象となる中小企業者	
1号	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者
3号	突発的な災害(事故等)により影響を受けている中小企業者
4号	突発的な災害(自然災害等)により影響を受けている中小企業者(※1)
5号	全国的に業況が悪化している業種を営んでいる中小企業者(※2)
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営の合理化に伴い借入が減少している中小企業者
8号	整理回収機構(RCC)に貸付債権を譲渡された中小企業のうち、再生可能性があると認められた中小企業者

危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)の対象となる中小企業者	
大規模な経済危機、災害等による信用収縮の発生により影響を受けている中小企業者	

(※1) 4号認定基準 (イ)から(ロ)のいずれにも該当

- | |
|---|
| (イ) 申請者が、国の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 |
| (ロ) 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1ヵ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 |

(※2) 5号認定基準 (イ)か(ロ)のいずれかの要件を満たすこと

- | |
|---|
| (イ) 経済産業大臣の指定を受けた業種（以下「指定業種」）に属する事業を行っており、最近3ヵ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少。 |
| (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3ヵ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。 |

※認定基準が変更されている場合がありますので、最新の認定基準につきましては市商工観光課・保証協会・金融機関等にご確認ください。(その他各号も含め、具体的な内容につきましては市商工観光課・保証協会・金融機関等にご確認ください。)

中野市 経営安定対策資金の利用にあたって

一般資金 ①か②のいずれかに該当する方

- ① セーフティネット保証5号・7号のいずれかに該当する方。
- ② 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方。(市長特認)
 - (ア) 最近3ヵ月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が過去3ヵ年のいずれか同期に比べ同じか減少。
 - (イ) 最近6ヵ月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前年同期に比べ同じか減少。
 - (ウ) 直近決算期の売上高経常利益率(収益性)が1期又は2期前に比べ同じか減少。

特別運転資金 ①か②のいずれかに該当する方

- ① 危機関連保証に該当する方。
- ② 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方。(市長特認)
 - (ア) 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3ヵ月間の平均売上高が前年同期に比べ5%以上減少。
 - (イ) 異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3ヵ月間の売上高が前年同期に比べ同じか減少しており、かつ、直近決算期の売上高経常利益率(収益性)が0%以下で次の式を満たすこと。
$$1 \text{ 期前の決算期の収益性} - \text{直近決算期の収益性} \geq 1.5\%$$

※市長特認は原則として異常気象によるものが対象となります。異常気象を伴わない場合は一般資金の利用となります。(例外として、いわゆるリーマンショック同様の不況の場合は利用ができます)

※この市長特認要件は令和6年3月31日までとなります。

※特別な要件があり、案件ごとの判断になりますので、ご相談下さい。

長野県 経営健全化支援資金の利用にあたって

※特別経営安定対策及び設備資金をご利用の方は、地域振興局商工観光課でご相談すると融資実行が円滑となります。

経営安定対策 ①～③のいずれかに該当する方

- ① セーフティネット保証5号・7号・8号のいずれかに該当する方。
- ② 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当する方。
 - (ア) 最近3ヵ月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前4ヵ年のいずれか同期に比べ5%以上減少。
 - (イ) 直近決算期の売上高経常利益率(収益性)が1期又は2期前に比べ減少。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付対象者①又は②のいずれかに該当する者。

特別経営安定対策 ①～⑤のいずれかに該当する方

- ① セーフティネット保証1～4号、6号のいずれかに該当する方。
- ② 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債務等を有する者。
- ③ 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方。
- ④ 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当する方。
 - (ア) 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3カ月のうちいずれか1カ月の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少。
 - (イ) 災害の影響を受け、災害発生後2カ月のうち1カ月の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少。
 - (ウ) 最近3カ月のうちいずれか1カ月の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が、前4カ年のうちいずれか同月に比べ15%以上減少。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付対象者①、②又は④(ウ)のいずれかに該当する方。

※特別な要件があり、案件ごとの判断になりますので、ご相談下さい。

新型コロナウイルス対策 ①～③のいずれかに該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3カ月のうちいずれか1カ月の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が、前4カ年のいずれか同月に比べ15%以上減少。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号に該当する方。
- ③ 上記①又は②のいずれかに該当し、かつ、物価高騰等の影響を受け最近3カ月のうちいずれか1カ月の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前年同月に比べ減少している方。

日本政策金融公庫 国民生活事業の利用にあたって

小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資) ※用意いただくもの

法人企業の方

- ① 前期・前々期の決算書及び確定申告書(控)の写し(決算後6ヵ月を経ている場合は最近の試算表)
- ② 法人税、事業税、法人住民税の領収書又は納税証明書
- ③ 登記簿謄本(発行後3ヵ月以内のもの)
- ④ 設備資金の場合は見積書、カタログ
- ⑤ 借入金返済表(借入がある場合)

個人事業の方

- ① 前年・前々年の決算書、確定申告書(控)の写し
- ② 所得税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書
- ③ 設備資金の場合は見積書、カタログ
- ④ 借入金返済表(借入がある場合)

※上記以外にも書類を提出していただく場合がございます。

※マル経融資は商工会議所の経営指導を受けた方が対象です。

創業者が利用できる資金

長野県 信州創生推進資金 創業支援向けの利用にあたって 下記のいずれかに該当する方

- ① 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方
- ② 創業した日から5年未満である方
- ③ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社
- ④ スタートアップ創出促進保証制度要綱(令和5.01.30中庁第3号)に定めるスタートアップ創出促進保証(S S S保証)を利用する方

日本政策金融公庫 新規開業資金の利用にあたって

新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方

日本政策金融公庫 新創業融資制度の利用にあたって

次のすべての要件に該当する方 ※他の融資制度と併用してご利用いただけます

- ① 対象者の要件
新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方
- ② 自己資金の要件
新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方
ただし、「お勤めの経験がある企業と同じ業種の事業を始める方」、「創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて事業を始める方」などに該当する場合は、本要件を満たすものとします

中野市・長野県融資申込に必要な書類

書 類		市	県
あっせん申込書 ※市・県のHPからダウンロードをしてください		3	4
チェックリスト		—	写 1
信用保証委託申込書		写 1	写 1
納税証明書	法人 県税に未納がない証明書 法人市民税・固定資産税	原本 1	原本 1 原本 1
	個人 県税に未納がない証明書 市民税等納税証明書	原本 1	原本 1 原本 1
確定申告書 ※個人の場合は、市(2期分)、県(1期分) ※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)		写 2	写 3
決算書 ※市(2期分)、県(1期分)		写 2	写 3
試算表 ※決算から6ヵ月経過している場合		写 2	写 3
許認可書 ※建設業許可、食品衛生許可など		写 1	写 1
個人情報の提供に関する同意書 ※保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの ※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印		原本 1	原本 1
セーフティネット保証認定書 ※市商工観光課で認定		写 1	写 1
印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種		原本 1	原本 1
受注工事明細書 ※建設業の場合		写 1	写 1

設備の場合 (下記以外にも書類を提出していただく場合があります)		
見積書	写 1	写 1
カタログ等 ※融資で購入するものすべて	写 1	写 1
設計設備計画図	写 1	写 1
建築確認済証 ※建物を対象とする場合	写 1	写 1
賃貸借契約書 ※土地・建物を借りる場合	写 1	写 1
建物登記不動産登記簿謄本・公図 ※土地・建物を取得する場合	写 1	写 1

中野市制度 小企業特別小口資金 必要書類

- あっせん申込書(3枚)
- 信用保証委託申込書(写)
- 市民税等納税証明書
- 確定申告書(2期分)(2部コピー)
※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)(2部コピー)
- 決算書(2期分)(2部コピー)
- 試算表(決算から6ヵ月経過している場合)(2部コピー)
- 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- 印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種
- 受注工事明細書 ※建設業の場合

設備の場合

- 見積書
- カタログ等 ※融資で購入するものすべて
- 設計設備計画図
- 建築確認済証 ※建物を対象とする場合
- 賃貸借契約書 ※土地・建物を借りる場合
- 建物登記不動産登記簿謄本・公図 ※土地・建物を取得する場合

中野市制度 経営安定対策資金 一般資金 必要書類

- あっせん申込書(3枚)
- 信用保証委託申込書(写)
- 市民税等納税証明書
- 確定申告書(2期分)(2部コピー)
※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)(2部コピー)
- 決算書(2期分)(2部コピー)
- 試算表(決算から6ヵ月経過している場合)(2部コピー)
- 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- セーフティネット保証5号、7号認定書(市商工観光課で認定を受ける)
- 経営向上計画書
※市長特認の場合は、様式は市HPよりダウンロード
※経営向上計画書は、セーフティネット保証5号、7号認定書があれば経営状況について省略できます
- 印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種
- 受注工事明細書 ※建設業の場合

設備の場合

- 見積書
- カタログ等 ※融資で購入するものすべて
- 設計設備計画図
- 建築確認済証 ※建物を対象とする場合
- 賃貸借契約書 ※土地・建物を借りる場合
- 建物登記不動産登記簿謄本・公図 ※土地・建物を取得する場合

**中野市制度 経営安定対策資金 特別運転資金
必要書類**

- あっせん申込書(3枚)
- 信用保証委託申込書(写)
- 市民税等納税証明書
- 確定申告書(2期分)(2部コピー)
※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)(2部コピー)
- 決算書(2期分)(2部コピー)
- 試算表(決算から6ヵ月経過している場合)(2部コピー)
- 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- 危機関連保証認定書(市商工観光課で認定を受ける)
- 経営向上計画書
※市長特認の場合は、様式は市HPよりダウンロード
※経営向上計画書は、危機関連保証認定書があれば経営状況について省略
できます
- 印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種
- 受注工事明細書 ※建設業の場合

長野県制度 経営健全化支援資金 経営安定対策・特別経営安定対策 必要書類

- あっせん申込書(4枚)
- チェックリスト
- 信用保証委託申込書(写)
- 市民税等納税証明書
- 県民税納税証明書
- 確定申告書(1期分)(3部コピー)
※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)(3部コピー)
- 決算書(1期分)(3部コピー)
- 試算表(決算から6ヵ月経過している場合)(3部コピー)
- 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- セーフティネット保証等の認定書(市商工観光課で認定を受ける)
経営安定対策 : セーフティネット保証5号、7号、8号認定書
特別経営安定対策 : セーフティネット保証1号～4号、6号認定書もしくは
危機関連保証認定書等
- 経営向上計画書(様式第14号)
※経営向上計画書は、危機関連保証認定書等があれば不要です
- 印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種
- 受注工事明細書 ※建設業の場合

設備の場合

- 見積書
- カタログ等 ※融資で購入するものすべて
- 設計設備計画図
- 建築確認済証 ※建物を対象とする場合
- 賃貸借契約書 ※土地・建物を借りる場合
- 建物登記不動産登記簿謄本・公図 ※土地・建物を取得する場合

長野県制度 経営健全化支援資金 新型コロナウイルス対策(年利0.8%)
必要書類

- あっせん申込書(4枚)
- チェックリスト
- 信用保証委託申込書(写)
- 市民税等納税証明書
- 県民税納税証明書
- 確定申告書(1期分)(3部コピー)
※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)(3部コピー)
- 決算書(1期分)(3部コピー)
- 試算表(決算から6ヵ月経過している場合)(3部コピー)
- 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- セーフティネット保証4号認定書(市商工観光課で認定を受ける)
- 経営向上計画書(様式第14号の2)
※経営向上計画書は、セーフティネット保証4号認定書があれば不要です
- 印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種
- 受注工事明細書 ※建設業の場合

設備の場合

- 見積書
- カタログ等 ※融資で購入するものすべて
- 設計設備計画図
- 建築確認済証 ※建物を対象とする場合
- 賃貸借契約書 ※土地・建物を借りる場合
- 建物登記不動産登記簿謄本・公図 ※土地・建物を取得する場合

長野県制度 信州創生推進資金 創業支援向け 必要書類

- あっせん申込書(4枚)
- チェックリスト
- 信用保証委託申込書(写)
- 市民税等納税証明書
- 県民税納税証明書
- 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- 印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種

既に関業している場合(1年以上経過している)

- 開業届 又は 商業登記簿謄本(写)
- 確定申告書(1期分)(4部コピー)
※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)(4部コピー)
- 決算書(1期分)(4部コピー)

既に関業している場合(事業着手している)

- 開業届 又は 商業登記簿謄本(写)
- 創業計画書(様式第16号) ※売上が発生していない方
- 収支等計画書(様式第18号) ※売上が発生している方

未だ開業していない場合(事業着手していない)

- 源泉徴収票
- 創業計画書(様式第16号)

設備の場合

- 見積書
- カタログ等 ※融資で購入するものすべて
- 設計設備計画図
- 建築確認済証 ※建物を対象とする場合
- 賃貸借契約書 ※土地・建物を借りる場合
- 建物登記不動産登記簿謄本・公図 ※土地・建物を取得する場合

長野県制度 小規模企業発展資金 必要書類

- あっせん申込書(4枚)
- チェックリスト
- 信用保証委託申込書(写)
- 市民税等納税証明書
- 県民税納税証明書
- 確定申告書(1期分)(3部コピー)
※法人企業の場合は、法人概況説明書(2期分)(3部コピー)
- 決算書(1期分)(3部コピー)
- 試算表(決算から6ヵ月経過している場合)(3部コピー)
- 許認可書(建設業許可、食品衛生許可など)
- 個人情報の提供に関する同意書(保証協会、金融機関、商工会議所行きのもの)
※法人企業の場合は、代表者個人の印鑑を押印
- 事業計画書(様式第13号)
- 印鑑証明 ※法人企業の場合は、法人と保証人の2種
- 受注工事明細書 ※建設業の場合

設備の場合

- 見積書
- カタログ等 ※融資で購入するものすべて
- 設計設備計画図
- 建築確認済証 ※建物を対象とする場合
- 賃貸借契約書 ※土地・建物を借りる場合
- 建物登記不動産登記簿謄本・公図 ※土地・建物を取得する場合

個人情報の提供に関する同意書(制度資金事前相談用)

令和 年 月 日

(相談受付機関)

信州中野商工会議所 御中

(金融機関)

御中

長野県信用保証協会 御中

住 所

氏 名

(印)

貴協会の保証を利用するにあたり、貴機関並びに貴金融機関が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を、保証利用状況の確認または保証利用可能性の確認のため、貴協会に対して提供することに同意します。

- ① 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- ② 取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報
- ③ 決算・税務申告に関する情報
- ④ 預金残高情報(過去のものを含む)・資産に関する情報
- ⑤ 融資残高・返済状況等、与信取引状況に関する情報(過去のものを含む)

また、貴協会が保有する以下に掲げる私に関する個人情報が、保証利用状況の確認または保証利用可能性の確認のため、貴機関並びに貴金融機関に対して提供されること、ならびに以下の⑥および⑦に掲げる個人情報が貴協会と貴協会以外の信用保証協会との間で授受されることについて同意致します。

- ⑥ 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- ⑦ 保証利用残高・返済状況等、保証利用状況に関する情報(過去のものを含む)
- ⑧ 保証利用可能額
- ⑨ 保証料率

制度資金等を利用するにあたり、申込に係る関係書類作成及び融資の可否の可能性確認のため、以下に掲げる私の個人情報が、地方公共団体、貴機関、貴金融機関、貴協会との間で相互に授受されることについて同意します。

上記①から⑨に掲げる情報

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.